

待機期間短縮の概要

※3
1/28から短縮



濃厚接触者の待機期間

10日間 ⇒ 7日間^{※1}



社会機能維持者の待機期間

7日間 ⇒ 5日間^{※2}



上記のいずれの場合であっても、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行っていただくようお願いします。

※1 最終接触日(陽性者と最後に接触した日)を0日として、7日間待機。(8日目に待機解除)

※2 社会機能維持者については、7日を待たずとも、2日にわたる検査(4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた検査)で陰性を確認することにより、5日間に待機期間を短縮することが可能(5日目から待機解除)となります。

※3 なお、令和4年1月28日より適用となり、同日時点で濃厚接触者である方にも適用となります。